

上下水道料金改定延期のお知らせ

上下水道従量料金統一は

令和4年6月1日から

問い合わせ

上下水道課業務室

☎ 66・6190

記事ID

0054314

上下水道従量料金統一の延期に ついて

令和3年10月使用分から上下水道料金の従量料金を統一する予定でしたが、各地での緊急事態宣言や新潟県の警報発令など、新型コロナウイルス感染症の影響から市内経済が十分に回復しているとは言い難い状況にあるため延期することとしました。

なお、上下水道従量料金の統一時期については、ワクチン接種が進み、市内経済の回復が期待される来年の5月頃までを現行の料金単価とし、令和4年6月使用分から予定しています。



令和4年6月からの料金（一般用） について

令和4年6月使用分から上下水道従量料金を統一します。統一後の新しい料金は以下のとおりです。



■基本料金

平成30年度までに統一済みです。
(現行どおり)

■従量料金

基本料金（1カ月10³m³）を越えた1³m³当たりの単価（税抜き）です。

地域	水道従量料金		下水道従量料金		
	種類	現行料金	新料金	現行料金	新料金
村上	50 ³ m ³ まで	125円	140円	110円	167円
	100 ³ m ³ まで	130円			
	101 ³ m ³ 以上	135円			
荒川	全て	105円	140円	167円	現行どおり 167円
神林	全て	140円	現行どおり 140円	167円	現行どおり 167円
朝日	全て	140円	現行どおり 140円	140円	167円
山北	Φ20mm以下	100円	140円	140円	167円
	Φ25mm以上	127円			



新料金の請求時期について

▼毎月検針地域の令和4年6月使用分は、令和4年8月に請求となります。
▼毎月検針地域の令和4年6月使用分は、令和4年7月に請求となります。

※山北地域のメーター口径別料金は廃止されます。
※メーターを設置していないため、認定水量で下水道料金を賦課している村上地域、朝日地域の家庭は、1人当たりの認定水量が6³m³から8³m³に改定となります。なお、神林地域の3人目から2分の1となる認定水量は廃止されます。
※詳しい料金の内容については、市ホームページをご覧ください。か上下水道課業務室までお問い合わせください。